

県内大学等による学び直しの機会の創出事業助成金募集要領

第1 趣旨

県内大学等による学び直しの機会の創出事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2に規定する助成の対象要件及び助成額は、この要領の定めるところによる。併せて、この要領は助成事業の募集に関し、必要な事項を定める。

第2 募集する助成の対象要件及び対象事業の内容等

- 1 県内大学等が企画及び運営するリカレント教育プログラム（以下、「プログラム」という。）であり、実施に当たっては、各県内大学等が持つ教育や研究における特色を生かすとともに、以下の項目を考慮するものとする。
 - ア 学び直しにおける県民のニーズの反映
プログラムの企画及び運営に当たっては、大学独自の調査や、別添「社会人の学び直しに関するニーズ調査（令和5年7月、静岡県実施）」等により学び直しに対する県民のニーズを把握し、反映すること。
 - イ 産業界が求める人材の育成への寄与
産業界と情報共有を行い、産業界の要望や産業界の求める人材の育成に沿った内容とすること。
 - ウ 多様な学びの場の提供
オンライン・オンデマンド方式の導入や、サテライトキャンパス等の利便性に優れた会場の活用等、県民がより受講しやすい多様な学びの場を提供すること。
 - エ 他の高等教育機関や実業家等との連携
自大学内にとどまらず、県内・県外を問わず他の高等教育機関や実業家等と連携し、様々な要素を取り入れたプログラムとすること。
 - オ 継続的な実施に向けた工夫
次年度以降、継続的な実施につながるような工夫（受講料の徴収、アンケートの実施等）を行うこと。
- 2 原則として、新たに企画及び運営するプログラムについて対象とする。ただし、前項アからオを踏まえ、既存事業の内容の変更や新たな内容の追加等を行った場合についても助成の対象とする。
- 3 コンソーシアムは、プログラムの全ての受講が完了した受講生に対してオープンバッジを発行する
- 4 助成の決定を受けた県内大学等は、受講生に対して事前にオープンバッジの発行について周知を行うものとする。

第3 助成額及び助成対象経費等

1 助成額

1校当たり上限 80 万円

2 助成対象経費（備品購入費、人件費、飲食費は対象外）

費 目	対象経費例
旅費（実費）	・教職員が他大学や企業等との調整等の際に必要な旅費 ・外部講師の旅費
謝 金	・外部講師等への謝金（参考単価：1 コマ当たり 20,000 円）
資料作成費	・募集用のチラシの作成費 ・受講者に配布する資料等（テキスト等）の作成費
消 耗 品 費	・印刷・郵送費 ・その他消耗品費用
使 用 料	・会場使用料 ・ウェブ会議システムの使用料
そ の 他	・事業実施に必要な経費として、コンソーシアムが認めるもの

※オープンバッジの発行に係る経費（年会費）は、コンソーシアムが負担する。

3 助成件数

2 校程度（予算の範囲内で採択）

※1 つの県内大学等において、複数のプログラムの企画及び運営を行う場合も助成の対象とするが、助成上限額内での助成とする。

4 事業実施期間

決定日から令和 8 年 2 月 13 日（金）まで

（上記期間内に事業に係る支出の全てを完了すること。）

第4 募集締切日

令和 7 年 5 月 30 日（金）（午後 5 時必着）

第5 申請書類及び申請書の提出先

1 申請書類

申請については、要綱で定める所定の申請書様式とする。

2 申請書の提出先

電子ファイルにより、コンソーシアム事務局メールアドレス（「第 9 問合せ先」記載のとおり）まで提出すること。

第6 審査及び交付の決定

- 1 コンソーシアムは、第 5 により申請を受け付けた後、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるものについて、助成金の交付を決定する。
- 2 第 2 1 におけるアからオの項目に基づいて審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を決定する。
- 3 必要に応じ、申請者へヒアリングを行う場合がある。
- 4 コンソーシアムは、交付を決定したときは、要綱に定めるところにより、当該申請者に対し速やかに交付の決定を通知する。

第7 概算払

コンソーシアムは、助成対象事業を実施するに当たり必要があると認めるときは、概算払を承認する。
概算払を申請する場合は、要綱の様式第1号（交付申請書）「2 概算払の承認申請」欄に記載すること。

第8 その他留意事項

- 1 本助成を受けて実施するプログラムの主催は、県・コンソーシアム・助成を受けた県内大学等の3者とする。

このプログラムの広報や情報発信を行う際は、その旨を必ず明記し、本事業の助成を受けたことを明らかにすること。

※事業の実施状況を新聞・テレビ・県内大学等の広報などで積極的に情報発信すること。

※助成事業で作成する印刷物等には、本事業の助成を受けたことを明示すること。

- 2 申請に当たっては、要綱を遵守すること。
- 3 事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存すること。

第9 問合せ先

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム事務局

住所：〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目6-1 もくせい会館2階

電話：054-249-1818（受付時間9時～12時、13時～16時（土曜・日祝日除く。））

E-mail：mail@fujinokuni-consortium.or.jp